

給付型奨学金制度の創設等を求める意見書

大学の学費の高騰と家計収入の減少により、奨学金を利用している学生が半数を超えるようになり、卒業しても、不安定な雇用で十分な収入が得られず、奨学金を「返したくても返せない」人たちが増加しています。

社会人としてのスタートラインから数百万円の借金を背負うのは、大変な重荷です。借金苦を避けるため、学びたくても進学を諦めざるを得ない子どもも後を絶ちません。長期に及ぶ返済の負担は、若者に結婚や子どもを持つことをもたせらわせる要因にもなっています。若者ばかりではなく、子どもの奨学金返済の肩代わりで老後の生活資金を失う親も増えており、世代を越えた社会問題になっています。

貧困の連鎖を絶ち、教育の機会均等を実現するとともに、少子化・人口減少に歯止めをかけて持続可能な社会にするためにも、奨学金問題の早急な改善が必要です。

諸外国と比べてみても、日本は高等教育に対する公的支出がOECD諸国の中で最低の水準にあり、大学の授業料が有償で国による給付型の奨学金制度がないのは日本だけです。家計による教育費の負担は限界に達しており、将来を担う若者の学びと成長を、社会で支えていく仕組みをつくっていくことが求められています。

以上のことから、下記事項が実現されますよう強く要請いたします。

記

- 1 速やかに大学生等を対象とした給付型奨学金制度を創設し、将来に向けて拡充していくこと。給付額については国立、公立、私立などの違いに配慮すること。
- 2 貸与型奨学金にあっては、有利子から無利子への流れを加速し、無利子奨学金を大幅に拡充していくこと。無利子奨学金を受ける資格がありながら、予算不足のために受けられない学生を速やかに解消すること。
- 3 大学等の学費の引下げや授業料減免の拡充等の政策を実行していくこと。
- 4 奨学金の制度設計や意思決定・運営に当事者、利用者などの参画を図るとともに、情報公開を徹底していくこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出いたします。

平成 2 8 年 1 2 月 1 6 日

伊 那 市 議 会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
文部科学大臣